

産業廃棄物処理施設維持管理記録

丸三製紙株式会社 バイオマス焼却設備

平成29年度

①処分した産業廃棄物の種類及び数量

※数量(t/月)

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
汚泥	1525	1618	2041	1791	1883	2145						
廃プラ	47	59	83	75	34	42						
木くず	2	0	0	1	9	4						
紙くず	0	0	0	0	0	0						
廃油	0	0	0	0	0	0						
合計	1,574	1,677	2,124	1,867	1,926	2,192						

②煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

排ガスのサンプル採取日		単位	H29.4.12	H29.7.12					基準値※2	
排ガスの分析結果報告日			H29.4.27	H29.8.2						
煙突から排出される排ガス	硫黄酸化物	K値	2.2	1.1					10(大防法)	
	ばいじん※1	g/m ³ N	0.0062	0.003					0.08(大防法)	
	塩化水素※1	mg/m ³ N	10	72					700(大防法)	
	窒素酸化物※1	ppm	140	150					250(大防法)	
	ダイオキシン類(排ガス)※1	ng-TEQ/m ³ N							1(特措法)	
	指定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N		0.01					1(県条例)
		弗素、弗化水素及びその弗化珪素	mg/m ³ N		0.6					10(県条例)
		鉛及びその化合物	mg/m ³ N		0.01					10(県条例)
		銅及びその化合物	mg/m ³ N		0.001					10(県条例)
		亜鉛及びその化合物	mg/m ³ N		0.018					10(県条例)
シアン化水素		mg/m ³ N		0.5					1(県条例)	
水銀及びその化合物		mg/m ³ N		0.008					1(県条例)	
ヒ素及びその化合物		mg/m ³ N		0.01					1(県条例)	
クロム及びその化合物	mg/m ³ N		0.05					1(県条例)		

灰のサンプル採取日		単位	基準値※2
灰の分析結果報告日			
灰中のダイオキシン類	ダイオキシン類(ばいじん)	ng-TEQ/g	3(特措法)
	ダイオキシン類(焼却灰)	ng-TEQ/g	3(特措法)

※1:酸素12%換算値

※2:大防法 → 大気汚染防止法 特措法 → ダイオキシン類特別措置法

県条例 → 福島県生活環境の保全等に関する条例